(2) 学力検査に基づく入試（定時制）

応募資格 ＼ 提出を要する書類等			入学願書（所定の用紙）＊1	入学考査料（所定の納付書）＊2	調査書（様式10）	スピーキングテスト個人レポート（都立高校提出用）＊3	卒業証明書	自己ＰＲカード（様式12）	成績一覧表（別送）（様式11）	住民票記載事項証明書（様式応３）	成人受検者特別措置申請書（様式９）	自己申告書（様式13）	志願者一覧（様式32）＊3	その他必要な書類
都内に住所を有する者	中学校卒業見込みの者		◎	◎	◎	◎		▲	◎	△		△	◎	都外の中学校を卒業見込みの者は住民票記載事項証明書（様式応３）が必要
	中学校卒業者	20歳未満	◎	◎	◎★	◆		▲		◎		△		
		成人受検者特別措置希望者	◎	◎	◎★	◆		▲		◎	◎	△		
		20歳以上	◎	◎		◆	◎	▲		◎		△		
		成人受検者特別措置希望者	◎	◎		◆	◎	▲		◎	◎	△		
都内に住所を有さない者	都内に転入することが確実な者	中学校卒業見込みの者	◎	◎	◎	◆		▲	○			△		転居先を証明する書類
		中学校卒業者 20歳未満	◎	◎	◎★	◆		▲				△		
		成人受検者特別措置希望者	◎	◎	◎★	◆		▲		◎	◎	△		
		20歳以上	◎	◎		◆	◎	▲				△		
		成人受検者特別措置希望者	◎	◎		◆	◎	▲			◎	△		
	現に都内に勤務先を有する者	中学校卒業者 20歳未満	◎	◎	◎★	◆		▲				△		勤務先を証明する書類
		成人受検者特別措置希望者	◎	◎	◎★	◆		▲		◎	◎	△		
		20歳以上	◎	◎		◆	◎	▲				△		
		成人受検者特別措置希望者	◎	◎		◆	◎	▲			◎	△		
	都内に勤務先を有することが確実な者	中学校卒業見込みの者	◎	◎	◎	◆		▲	○			△		勤務先を有することが確実であることを証明する書類
		中学校卒業者 20歳未満	◎	◎	◎★	◆		▲				△		
		成人受検者特別措置希望者	◎	◎	◎★	◆		▲		◎	◎	△		
		20歳以上	◎	◎		◆	◎	▲				△		
		成人受検者特別措置希望者	◎	◎		◆	◎	▲			◎	△		

（注１） ◎は、必ず全員提出する。ただし、成績一覧表及びスピーキングテスト個人レポート（原本）は、在学している中学校の校長が親展扱いで、生徒が出願を予定している都立高校長に提出する。
なお、やむを得ない理由により中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J YEAR 3）を受験できない又は受験できなかったことについて東京都教育委員会の承認を受けた志願者は、個人レポートに替えて、都立高等学校入学者選抜におけるスピーキングテストの結果活用に関する措置申請承認書を提出する。
また、★を付してある者のうち、令和４年度から令和７年度までに中学校を卒業した者については調査書（様式10-2）を用いる。
＊1 は、第一次募集・分割前期募集においては、出願サイトに志願者情報等を入力する。
＊2 は、第一次募集・分割前期募集においては、出願サイト上での決済又は所定の納付書による。
＊3 は、第一次募集・分割前期募集においてのみ提出する。
○は、中学校において成績一覧表が作成できない場合、提出する必要はない。
▲は、面接実施校の志願者のみ提出する。
△は、該当する者のみ提出する。
◆は、中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J YEAR 3)を本人の希望により受験した者のみ提出する。

（注２） 都内の中学校を卒業見込みの者で、入学者選抜における検査結果を都立高校から中学校へ提供することに同意する場合、出願サイト上で入学願書における個人情報の提供に関する同意署名欄に受検者氏名が表示されるように登録するか、入学願書の所定の欄に志願者本人が自署する。

（注３） 令和９年３月３１日現在満２０歳以上の者（平成１９年４月１日以前に出生した者）は、調査書の代わりに卒業証明書を提出する。
なお、令和４年度から令和７年度までの卒業者については（様式10-2）により作成する。

（注４） 住民票記載事項証明書（様式応３）については、次のことに留意する。
(1) 志願者及び保護者について、令和８年１１月１日以降に区市町村長が発行したものであること。
(2) 志願者が成人の場合は、保護者について記載する必要はない。

（注５） 第２学年相当以上に出願する者については、調査書を提出する必要はない。

（注６） 成人受検者特別措置は、定時制課程単位制高校を除く。